

別紙 2

行政手続条例が適用される（条例又は規則に根拠がある）審査基準（申請に対する処分の基準）は次のとおりです。

個票番号	処 分 名	根拠法令名	根拠条項	審査基準	標準処理期間	所管部署	備 考
3301	スポーツ振興助成の決定	厚岸町スポーツ振興助成条例（昭和50年厚岸町条例第8号）	第4条第1項	○	10日	教育委員会体育振興課体育振興係	
3302	海洋センター使用の許可	厚岸町B & G海洋センター条例（平成13年厚岸町条例第43号）	第5条第1項	○	2日	教育委員会体育振興課体育振興係	
3303	海洋センター使用料の免除	厚岸町B & G海洋センター条例（平成13年厚岸町条例第43号）	第9条第2項	○	2日	教育委員会体育振興課体育振興係	
3304	海洋センターの特別の設備等の許可	厚岸町B & G海洋センター条例（平成13年厚岸町条例第43号）	第11条	×イ	2日	教育委員会体育振興課体育振興係	
3305	海洋センター使用料の還付申請	厚岸町B & G海洋センター条例（平成13年厚岸町条例第43号）	第10条	○	10日	教育委員会体育振興課体育振興係	
3306	学校開放利用団体の登録	厚岸町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則（平成6年教育委員会規則第1号）	第6条	○	2日	教育委員会体育振興課体育振興係	
3307	学校開放利用の申請	厚岸町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則（平成6年教育委員会規則第1号）	第7条	○	3日	教育委員会体育振興課体育振興係	
3308	地区体育館使用の承認	厚岸町地区体育館条例（平成10年厚岸町条例第21号）	第3条第1項	○	2日	教育委員会体育振興課体育振興係	
3309	勤労者体育センター使用の許可	厚岸町勤労者体育センター条例（平成15年厚岸町条例第34号）	第5条第1項	○	2日	教育委員会体育振興課体育振興係	
3310	勤労者体育センター使用料の免除	厚岸町勤労者体育センター条例（平成15年厚岸町条例第34号）	第9条第2項	○	2日	教育委員会体育振興課体育振興係	
3311	勤労者体育センターの特別の設備等の許可	厚岸町勤労者体育センター条例（平成15年厚岸町条例第34号）	第11条	×イ	2日	教育委員会体育振興課体育振興係	
3312	勤労者体育センター使用料の還付申請	厚岸町勤労者体育センター条例（平成15年厚岸町条例第34号）	第10条	○	10日	教育委員会体育振興課体育振興係	
3313	宮園公園体育施設使用の許可	厚岸町宮園公園体育施設管理規則（平成16年厚岸町教育委員会規則第7号）	第4条	○	2日	教育委員会体育振興課体育振興係	
3314	宮園公園パークゴルフ場使用の許可	厚岸町宮園公園パークゴルフ場管理規則（平成16年度教育委員会規則第11号）	第3条第1項、第2項	○	2日	教育委員会体育振興課体育振興係	
3315	宮園公園パークゴルフ場使用料の減免	厚岸町都市公園条例（昭和53年厚岸町条例第7号）	第15条	○	2日	教育委員会体育振興課体育振興係	
3316	温水プール使用の許可	厚岸町温水プール条例（平成13年厚岸町条例第44号）	第5条第1項	○	2日	教育委員会体育振興課温水プール	
3317	温水プール使用料の免除	厚岸町温水プール条例（平成13年厚岸町条例第44号）	第9条第2項	○	2日	教育委員会体育振興課温水プール	
3318	温水プールの特別の設備等の許可	厚岸町温水プール条例（平成13年厚岸町条例第44号）	第11条	○	2日	教育委員会体育振興課温水プール	
3319	温水プール使用料の還付申請	厚岸町温水プール条例施行規則（平成13年厚岸町教育委員会規則第9号）	第10条第2項	○	2日	教育委員会体育振興課温水プール	

個票番号	処 分 名	根拠法令名	根拠条項	審査基準	標準処理期間	所管部署	備 考
------	-------	-------	------	------	--------	------	-----

※「審査基準」欄の記載内容は、次のとおりです。

- ①「○」 審査基準を設定している。
- ②「×」 審査基準を設定していない
- ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの
- イ：申請等の実績が無い又は将来的に見込みの無いもの
- ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの